

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 請求権を行使できない債権

債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、破産法第253条第1項の規定により当該債権の請求権を行使できないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費返還金	5,280,000円	2009
2		生活保護費戻入金	58,370円	2015
3		生活保護費返還金	64,604円	2011
			1,221,064円	2017
4		生活保護費戻入金	75,447円	2016
5		生活保護費戻入金	9,864円	2016
6		生活保護費戻入金	106,700円	2017
7		生活保護費返還金	6,308,355円	2016
8		児童扶養手当返還金	931,720円	2012
		児童育成手当返還金	1,039,500円	2012
		生活保護費戻入金	180,000円	2015
9		生活保護費返還金	35,903円	2016
10		生活保護費返還金	270,000円	2015
11		生活保護費戻入金	11,987円	2018
		生活保護費返還金	3,595,583円	2018
12		生活保護費返還金	236,062円	2015

1 3		児童扶養手当返還金	1 8 0, 0 0 0円	2 0 1 6
		児童育成手当返還金	1 8 0, 0 0 0円	2 0 1 6
1 4		生活保護費返還金	2 6 2, 8 2 7円	2 0 1 7
1 5		生活保護費返還金	5 6 8, 0 5 3円	2 0 1 6
1 6		生活保護費徴収金	3 1 6, 5 0 3円	2 0 0 5
			3, 0 8 6, 3 0 7円	2 0 0 7
			6, 7 4 2, 3 2 4円	2 0 1 2
		生活保護費返還金	5 8 8, 9 5 5円	2 0 0 8
1 7		生活保護費返還金	3 0 2, 0 0 0円	2 0 1 9
1 8		生活保護費戻入金	9 6, 4 0 7円	2 0 1 7
			3 0, 7 0 2円	2 0 1 8
		生活保護費返還金	6, 3 7 7円	2 0 1 9
1 9		生活保護費戻入金	3 8 0, 0 0 0円	2 0 1 5
		生活保護費返還金	2 2, 7 8 4円	2 0 1 6
2 0		生活保護費返還金	4 1, 4 1 0円	2 0 1 8
2 1		生活保護費徴収金	2 8 2, 7 2 0円	2 0 1 3
			1 3 4, 6 1 3円	2 0 1 6
2 2		生活保護費返還金	2 0 2, 0 0 0円	2 0 1 6
			1 7 6, 5 6 2円	2 0 1 7
2 3		国民健康保険療養給 付費返還金	5 6 1, 6 1 8円	2 0 1 9
		国民健康保険出産育 児一時金返還金	4 2 0, 0 0 0円	2 0 1 9
2 4		生活保護費戻入金	1 0 7, 2 0 0円	2 0 1 7
2 5		生活保護費返還金	1 0 2, 5 0 0円	2 0 1 3

26		生活保護費返還金	276,200円	2017
27		生活保護費戻入金	81,669円	2015

2 請求権行使に実効性がない債権

債務者が死亡し、法定相続人が存在しない、又は、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理されたことから、債務者が不存在となり、かつ、亡債務者の相続財産管理人は選任されておらず、相続財産の価額が選任の申立てに要する費用を超えないと見込まれることから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費戻入金	289,332円	2016
		生活保護費返還金	4,235,619円	2016
			28円	2017
2		生活保護費戻入金	46,365円	2015
			245,224円	2017
		生活保護費返還金	773,274円	2016
3		生活保護費返還金	351,500円	2018
4		生活保護費返還金	6,665,272円	2016
5		生活保護費戻入金	251,940円	2019
6		生活保護費戻入金	77,160円	2018
7		生活保護費徴収金	1,688,038円	2011
8		生活保護費戻入金	79,531円	2019